

◇ 屋上緑化施設の固定資産税軽減措置

Q : 優良緑化施設に係る固定資産税の特例措置がスタートしたそうですが、どのような特例でしょうか。

A : 固定資産税の課税標準が最初の5年間について2分の1に軽減されます。

【解説】

平成13年度の改正では、改正都市緑地保全法に規定する認定計画に従って新設される緑化施設について、固定資産税の課税標準を最初の5年度分について価格の2分の1に軽減する特例措置が創設されました。

この特例は、改正都市緑地保全法の施行日（平成13年8月24日）から平成15年3月31日までの間に新設されたものが対象で、緑化の推進を重点的に図るべき地区として定められた一定の地区内の建築物の敷地内において、その建築物の屋上、空地その他の屋外に緑化施設を設ける場合に、市町村へ整備計画を提出、認定を受けることで、固定資産税の特例を受けることができます。

緑化の推進を重点的に図るべき地区とは、駅前など都市のシンボルとなる地区や、緑の少ない住宅地などが対象とされていて、各市町村ごとに決定されています。

また、特例の対象となる緑化施設は、植栽、並木、生垣、その他これらと一体となって緑化の用に供する施設で、散水用の配管設備や排水設備なども含まれます。

なお、屋上緑化の推進については、この固定資産税の特例のほかにも、各自治体で補助金等の支援措置も講じられています。

